

職員の懲戒処分について

令和5年12月12日
玉 川 村

1 事案の概要

被処分者は、住居手当の支給要件を欠いていたにもかかわらず届出を怠り、平成24年5月から令和5年11月までの11年7か月にわたり、住居手当379万7千円を不適正に受給したほか、通勤距離が変わったにもかかわらず届出を怠り、平成24年5月から令和5年11月までの11年7か月にわたり、通勤手当17万1千円を不適正に受給した。

なお、不適正に受給した住居手当及び通勤手当については、すでに全額が返納されている。

2 処分内容等

(1) 被処分者及び処分の内容

職 名 地域整備課主任主査

年 齢 50歳

処分内容 停職3か月（令和6年1月1日から令和6年3月31日）

(2) 理 由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため

・法令違反

3 処分月日

令和5年12月7日

4 その他

管理監督責任として、法令順守の指導的立場にある総務課長を口頭での嚴重注意とした。